

令和6年度11月補正予算（案）の主な事業（追加分）

参 考 資 料

徳 島 県

目 次

頁

■物価高対策

(1)	徳島県ＬＰガス料金負担軽減支援事業	【危機管理部】	1
(2)	中小企業特別高圧電力料金支援金	【経済産業部】	2
(3)	㊦ 生活支援ネットワーク活動応援事業	【保健福祉部】	3
(4)	㊦ こどもの居場所持続応援事業	【こども未来部】	4
(5)	配合飼料価格高騰対策事業	【農林水産部】	5
(6)	粗飼料価格高騰対策事業	【農林水産部】	6
(7)	養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業	【農林水産部】	7
(8)	施設園芸燃料価格高騰支援事業	【農林水産部】	8
(9)	しいたけ燃油高騰対策支援事業	【農林水産部】	9

■防災・減災対策

(10)	地籍調査事業	【農林水産部】	10
------	--------	---------	----

徳島県LPガス料金負担軽減支援事業

【令和6年度11月補正予算額 443,000千円】

国支援の対象外であるLPガス料金の高騰の影響を受けている生活者の負担軽減を図るため、LPガス販売事業者を通じて使用料金の減額を行い、LPガス消費者を支援する。

【支援対象】

- ・LPガスの供給を受ける一般消費者等 ※対象世帯数は、約20万世帯（契約数）

【使用料金減額による支援額】

- ・1世帯（契約）につき、2,000円（1,000円×2か月、消費税等を含まない。）

【支援内容】

- ・令和7年2月分及び3月分の使用料金から減額

【補助内容】

- ・LPガス料金を減額する販売所（販売事業者）に対して助成事業を行う
（一社）徳島県エルピーガス協会に必要な経費を補助
- ・補助率：10／10

【事業の流れ】

- ・「徳島県」→「補助事業者（（一社）徳島県エルピーガス協会）」→「販売所」→「一般消費者等」
（補助金交付） （助成金交付） （使用料金減額）

【事業費の内訳】

- ・補助金：443,000千円

お問い合わせ先：消防保安課（088-621-2282）

中小企業特別高圧電力料金支援金

【令和6年度11月補正予算額 10,000千円】

エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業者の負担を軽減するため、国の電力料金一律支援の対象外である特別高圧電力料金について支援を行う。

【補助対象】

- ・ 県内事業所等において特別高圧電力契約を締結している中小・小規模事業者※
- ・ 県内事業所等においてテナント等により特別高圧電力料金を負担している
県内に事業所を有する中小・小規模事業者※

【補助内容】

- ・ 電力使用量1kWhあたり2.0円（令和6年8月分から9月分）
- ・ 電力使用量1kWhあたり1.3円（令和6年10月分、令和7年1月から2月分）
- ・ 電力使用量1kWhあたり0.7円（令和7年3月分）

【事業費の内訳】

- ・ 補助金：10,000千円

※中小企業基本法第2条に規定する中小・小規模事業者
（個人事業者を含み、みなし大企業、第三セクターを除く）

お問い合わせ先：企業支援課（088-621-2147）

⑧ 生活支援ネットワーク活動応援事業

【令和6年度11月補正予算額 30,000千円】

誰一人取り残さない地域共生社会に向けて、生活困窮者の支援に取り組むNPO法人等「民間団体」とその活動に協力する企業等事業者（サポート事業者）で構成する「生活支援ネットワーク」を強化するため、民間団体の情報発信や活動経費を助成し、「サポート事業者」参画拡大を図る。

【補助対象】

- ・生活困窮者支援に取り組む民間団体（NPO法人、社団法人、任意団体等）

【補助要件】

- ・物資の提供や運搬・保管など、民間団体の支援活動に協力する「サポート事業者」の参画拡大に取り組むこと

【対象経費】

- ・サポート事業者の参画拡大のために必要となる経費（情報発信経費、交通費、通信費、資材費等）

【補助内容】

- ・補助率：定額
- ・補助額：1団体あたり150千円

【事業費の内訳】

- ・補助金：30,000千円

お問い合わせ先：地域共生推進課（088-621-2938）

⑧ こどもの居場所持続応援事業

【令和6年度11月補正予算額 18,000千円】

物価高の影響を受けている「こども食堂」の持続的な運営体制の構築に向け、ネットワーク強化や食材調達先開拓に繋がる取組を支援する。

【1】こども食堂の持続的・安定的運営を図る支援：1,900千円

こども食堂の持続的・安定的運営に向け、運営者からの各種相談に応じるとともに、寄附や助成金の活用、食材調達先の開拓などの支援を実施する。

【2】こども食堂の自立につながる取組を支援：16,100千円

こども食堂が自立した運営ができる体制に向け、こども食堂のネットワーク化による寄附食材の調達先の開拓やPRイベントの共同開催など、「持続的・効率的運営」や「機能強化」につながる取組を支援する。

【3】事業費の内訳

・補助金：16,100千円 ・委託料：1,560千円 ・事務費：340千円

配合飼料価格高騰対策事業

【令和6年度11月補正予算額 627,000千円】

配合飼料価格が高騰・高止まりする中、畜産経営の安定を図るため、国産飼料の利用増加による「GXの推進」や「付加価値の高い品種の導入」などに取り組む畜産経営者に対し、配合飼料購入費の一部を支援する。

【補助対象】

- ・ 県内畜産経営者

【補助要件】

- ・ 令和6年度の「配合飼料価格安定制度」に加入していること
- ・ 飼料自給率の向上によるGXの推進や、生産性の向上に取り組むこと
- ・ 付加価値の高い品種の導入など、経営力強化に取り組むこと

【対象経費】

- ・ 令和6年4月から令和7年3月末までの配合飼料購入に要する経費

【補助内容】

- ・ 配合飼料購入数量 × 支援単価[※]
※ 「配合飼料価格安定制度」における畜産経営者負担額をもとに算出

【事業費の内訳】

- ・ 補助金：625,000千円
- ・ 事務費：2,000千円

お問い合わせ先：畜産振興課（088-621-2418）

粗飼料価格高騰対策事業

【令和6年度11月補正予算額 85,000千円】

粗飼料価格が高騰・高止まりする中、国のセーフティネット制度がない、牧草や稲わらなどの粗飼料を使用する、酪農及び和子牛繁殖の経営安定と事業継続を図るため、国産飼料の利用増加による「GXの推進」や「付加価値の高い品種の導入」などに取り組む畜産経営者に対し、粗飼料購入費の一部を支援する。

【補助対象】

- ・ 県内の酪農経営者及び和子牛繁殖経営者

【補助要件】

- ・ 飼料自給率の向上によるGXの推進に取り組むこと
- ・ コスト削減や生産性の維持・向上対策に取り組むこと
- ・ 付加価値の高い品種の導入など、経営力強化に取り組むこと

【対象経費】

- ・ 令和6年4月から令和7年3月末までの粗飼料購入に要する経費

【補助内容】

- ・ 生乳生産量または繁殖雌牛飼養頭数×支援単価※
※ 粗飼料価格高騰分の1／2以内

【事業費の内訳】

- ・ 補助金：82,544千円
- ・ 事務費：2,456千円

お問い合わせ先：畜産振興課（088-621-2418）

養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業

【令和6年度11月補正予算額 130,000千円】

養殖用配合飼料価格が高騰・高止まりする中、厳しい状況にある魚類養殖業者の経営安定と事業継続を図るため、配合飼料購入費の一部を支援する。

【補助対象】

- ・ 魚類養殖業者

【補助要件】

- ・ 飼料価格高騰時に補填金が支払われる「漁業経営セーフティーネット構築事業」に加入していること
- ・ 飼料コストの低減に取り組むこと

【対象経費】

- ・ 令和6年4月から令和7年3月までの配合飼料購入費

【補助内容】

- ・ 配合飼料購入数量 × 支援単価※
※ 国セーフティーネット制度の補填金に占める魚類養殖業者負担額をもとに算出

【事業費の内訳】

- ・ 補助金：130,000千円

お問い合わせ先：水産振興課（088-621-2479）

施設園芸燃料価格高騰支援事業

【令和6年度11月補正予算額 44,000千円】

燃料価格が高騰・高止まりする中、施設園芸農業者の経営安定と産地の維持・発展を図るため、省エネ技術を活用し、燃料価格の高騰に備える農業者に対し、園芸施設の加温に供するA重油、LPガス等の燃料購入費の一部を支援する。

【補助対象】

- ・加温栽培を行う施設園芸農業者（野菜、果樹、花き等）

【補助要件】

- ・令和6事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入し、燃料価格高騰に対応したコースを選択していること
- ・燃料使用量を15%以上削減する省エネ計画を実践すること

【対象経費】

- ・施設園芸の加温に供するため、令和6年12月から令和7年3月までに購入する燃料費（A重油、灯油、LPガス）

【補助内容】

- ・購入数量 × 支援単価※
※ 国セーフティネット制度における補填金に占める農業者負担額をもとに算出

【事業費の内訳】

- ・補助金：44,000千円

しいたけ燃油高騰対策支援事業

【令和6年度11月補正予算額 24,000千円】

燃油価格が高騰・高止まりする中、国のセーフティネット制度がないしいたけ生産事業者等の経営安定と事業継続を図るため、省エネに取り組む事業者等に対し、燃油購入費の一部を支援する。

【補助対象】

- ・県内でしいたけを生産している事業者、個人

【補助要件】

- ・しいたけの販売収入が事業収入の過半を占めること
- ・燃油使用量が10%以上低減する省エネ計画を提出すること
令和5年度に「しいたけ燃油高騰対策支援事業」の支援を受けている事業者等は、策定した省エネ計画の取組を継続して実施すること
- ・「きのこの生産コスト低減実施計画書」を作成し、取り組むこと

【対象経費】

- ・菌床の殺菌、培養、発生工程の加温に供するため、令和6年4月から令和7年3月までに購入する燃油費（A重油、灯油）

【補助内容】

- ・支援額：対象期間の燃油使用量 × 支援単価[※] × 1/2 以内
※ 支援単価：直近価格－基準価格（国の施設園芸セーフティネット基準価格）

【事業費の内訳】

- ・補助金：24,000千円

お問い合わせ先：林業振興課（088-621-2482）

地籍調査事業

【令和6年度11月補正予算額 168,000千円】

土地取引の円滑化、公共事業の推進などに加え、切迫する「南海トラフ巨大地震」や激甚化・頻発化する気象災害への備えとするため、一筆ごとの土地の位置・地目・境界・面積等を調査し、土地境界を明確にする地籍調査を推進する。

【緊急性を要する区域の先行実施】

土砂災害特別警戒区域など災害発生リスクの高い地域を重点的に推進するとともに、社会資本整備の円滑な実施につなげるため、公共事業に先行する地籍調査を推進する。

【対象経費】

- ・市町村が行う地籍調査事業に要する経費

【補助内容】

- ・調査に要する経費の3／4

【事業費の内訳】

- ・補助金：168,000千円

お問い合わせ先：農山漁村振興課（088-621-2492）